

令和6年11月市議会 環境経済委員会資料

所管事項調査

【目次】

森林環境譲与税について	2～11
-------------------	------

水産農林部

令和6年11月

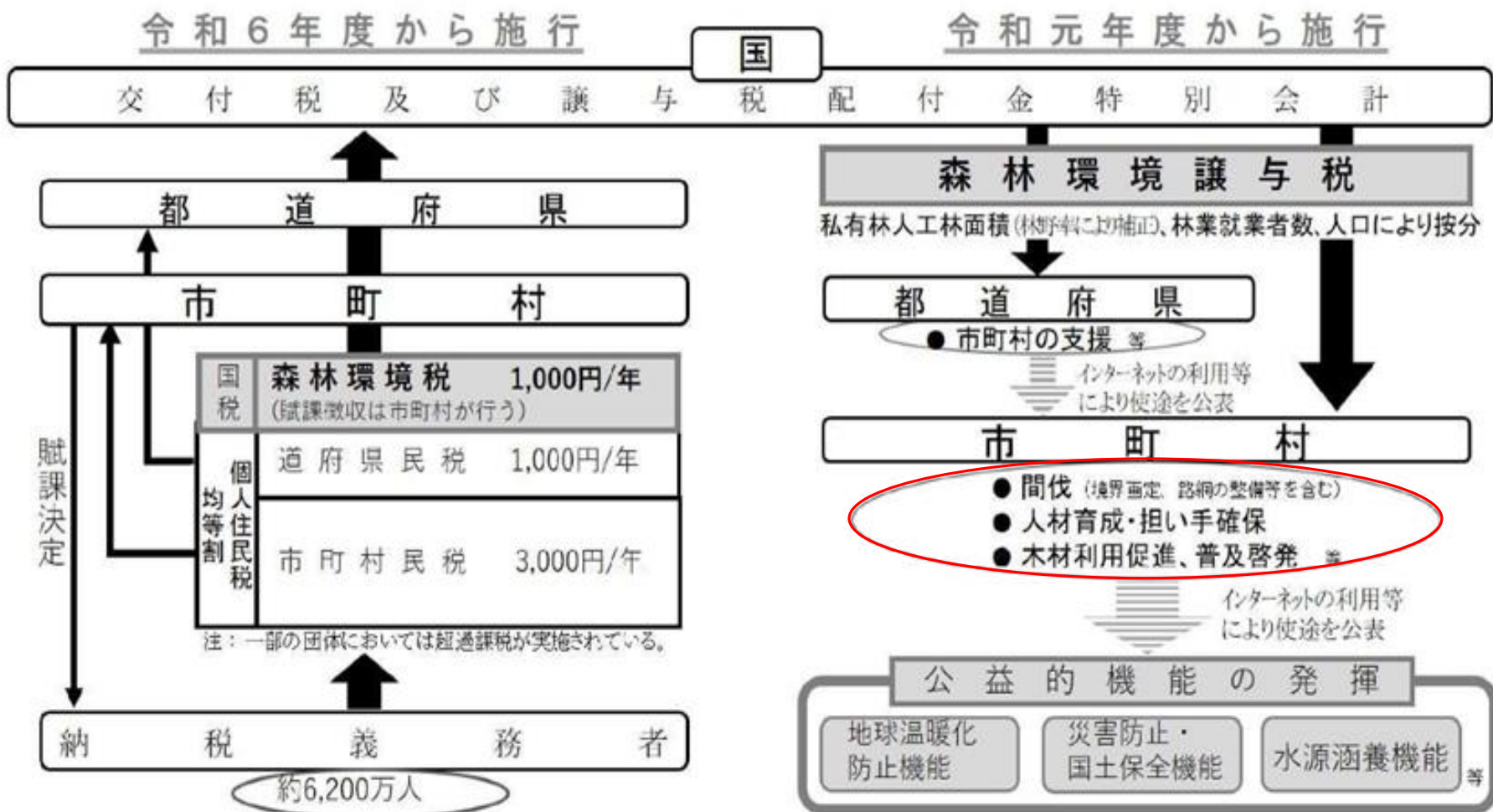
森林環境譲与税について

1 森林環境譲与税とは

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された。

2 森林環境税及び譲与税の仕組み



3 森林環境譲与税とながさき森林環境税との棲み分け

森林環境譲与税(国税)との関係性

【森林環境譲与税の使途】

- ・市町《主体》→「森林整備及びその促進に関する費用」に充てる。
- ・県《支援》→「森林整備を実施する市町の支援等に関する費用」に充てる。

市町は、「森林経営管理法」に基づき経営管理されていない人工林を森林環境譲与税(国税)整を活用して整備

○ 活用エリア(森林整備のエリア)の違い

森林環境譲与税(国税)	ながさき森林環境税(県税)								
民有林 218,000ha 人工林(スギ・ヒノキ) 88,000ha									
現在、経営管理されていない人工林 28,000ha 	天然林等 130,000ha  資源を循環利用する人工林 60,000ha <table border="1"> <tr> <td colspan="2">私有林等 35,500ha</td></tr> <tr> <td>林業公社 11,300ha</td><td>市町営林 8,500ha</td></tr> <tr> <td>県営林 4,700ha</td><td>森林経営計画 策定森林 15,000ha</td></tr> <tr> <td></td><td>森林経営計画 策定予定森林 20,500ha</td></tr> </table>	私有林等 35,500ha		林業公社 11,300ha	市町営林 8,500ha	県営林 4,700ha	森林経営計画 策定森林 15,000ha		森林経営計画 策定予定森林 20,500ha
私有林等 35,500ha									
林業公社 11,300ha	市町営林 8,500ha								
県営林 4,700ha	森林経営計画 策定森林 15,000ha								
	森林経営計画 策定予定森林 20,500ha								

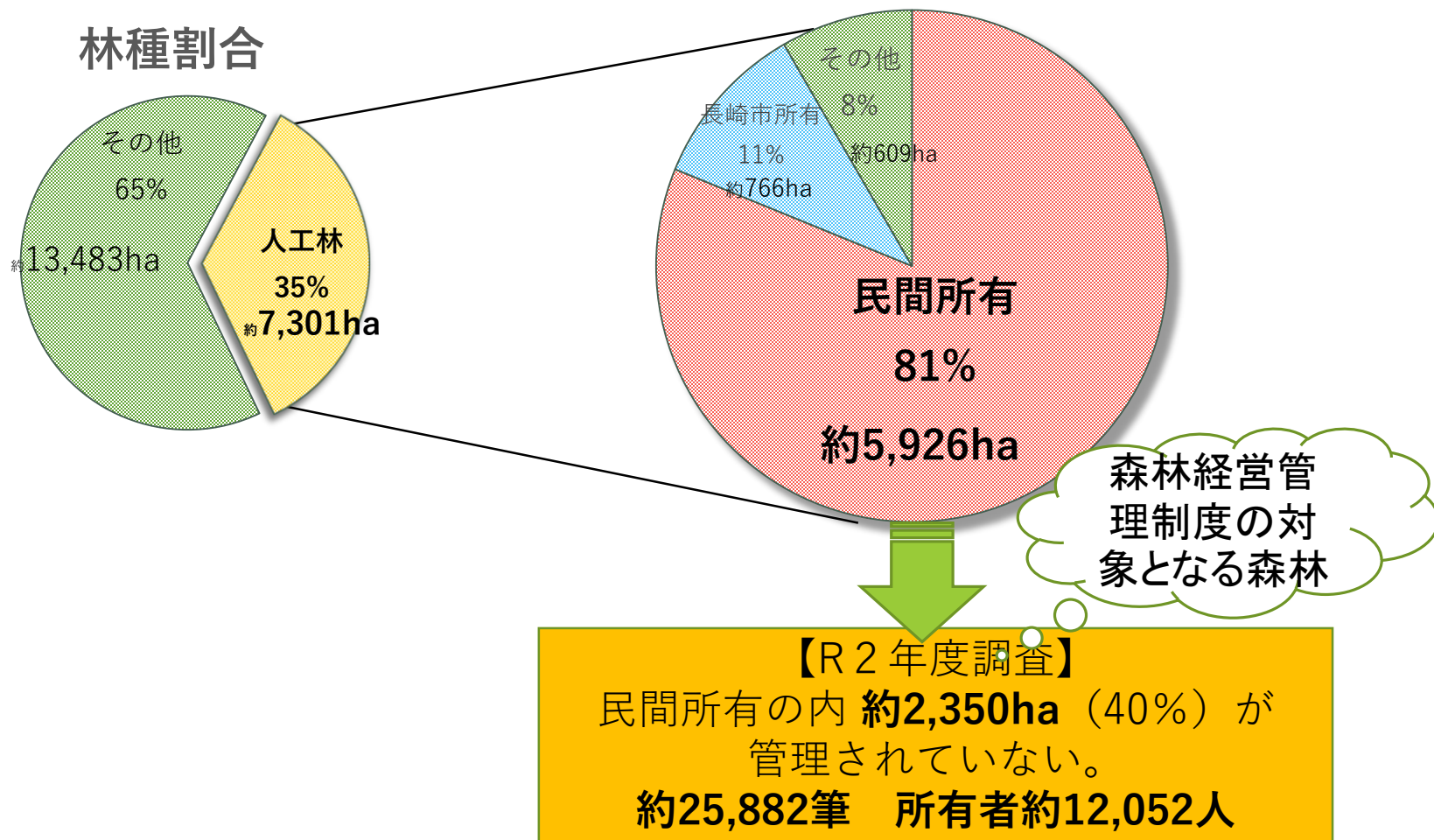
○ 活用主体の違い

主体	森林環境譲与税(国税)	ながさき森林環境税(県税)
市町	◆森林経営管理法の推進 経営管理されていない森林における森林所有者への意向確認、整備のための調査や計画策定など ◆経営管理されていない人工林の整備 ◆森林経営管理法を推進する市町の支援 マニュアル作成や研修などによる森林経営管理法推進のサポート	◆県民参加の森林づくりの推進 地域の森林づくり、県産材の利用促進、森林環境教育等の市町の提案による取組
県	◆森林整備の担い手の支援 森林経営管理法に基づく森林整備を実施する「意欲と能力のある林業経営体」の育成	◆資源を循環利用する人工林の整備促進 ◆天然林等の整備 ◆県民参加の森林づくりの推進 木育や森林ボランティア活動の支援など、森林をすべての県民で守り育てる意識づくりを図るための取組

「森林環境譲与税(国税)」と「ながさき森林環境税(県税)」は活用エリアや活用主体等が異なる

※長崎県HP『「ながさき森林環境税」についての基本的な考え』抜粋

4 本市の森林の現状

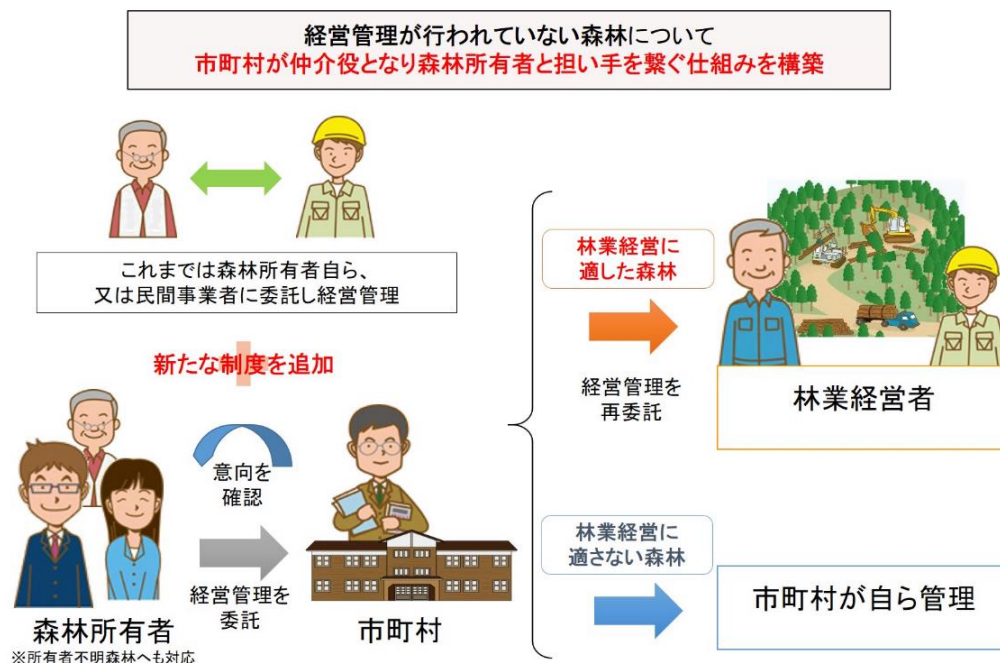


5 森林経営管理制度について

(1) 概要

当制度は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律と同時期に施行された、森林経営管理法に基づき実施されている制度である。

手入れが行き届いていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理したり、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する。



○一定基準に該当しない森林に関しては返却する

※林野庁HP引用

(2)進め方

搜索

- ・ 適切な管理が行われていない私有林(人工林)の特定（森林整備促進検討業務）

調査

- ・ 優先順位をつけて森林所有者意向調査

計画

- ・ 森林現況調査及び経営管理権集積計画策定(所有者同意の徴取)

公告

- ・ 経営管理権集積計画の公告(森林経営管理法 第7条に基づく)

施行

- ・ 市が経営管理を受託(再委託or直営)
- ・ 地域の林業事業体へつなぐ

(3)これまでの取組み

○令和2年度

- ・長崎市森林整備促進検討業務委託
⇒長崎市における森林経営管理制度の進め方の検討

○令和3年度

- ・森林現況調査業務委託：外海1ブロック

○令和4年度

- ・森林所有者意向調査集計業務委託：外海2ブロック

○令和5年度

- ・森林現況調査及び経営管理権集積計画策定業務委託
：外海2ブロック
- ・森林所有者意向調査集計業務委託：外海3・4ブロック

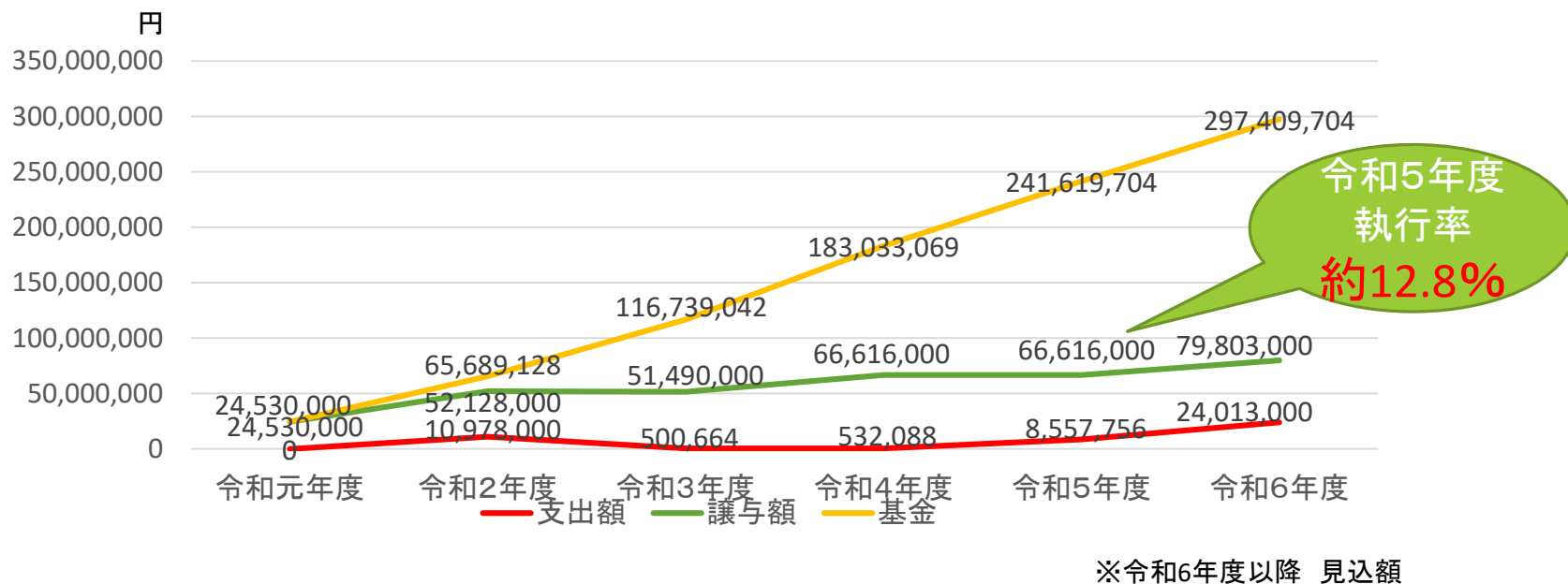
○令和6年度

- ・森林現況調査及び経営管理権集積計画策定業務委託
：外海1・3・4ブロック
- ・森林所有者意向調査集計業務委託：琴海ブロック
- ・間伐等業務委託：外海2ブロック



図 1 意向調査実施計画

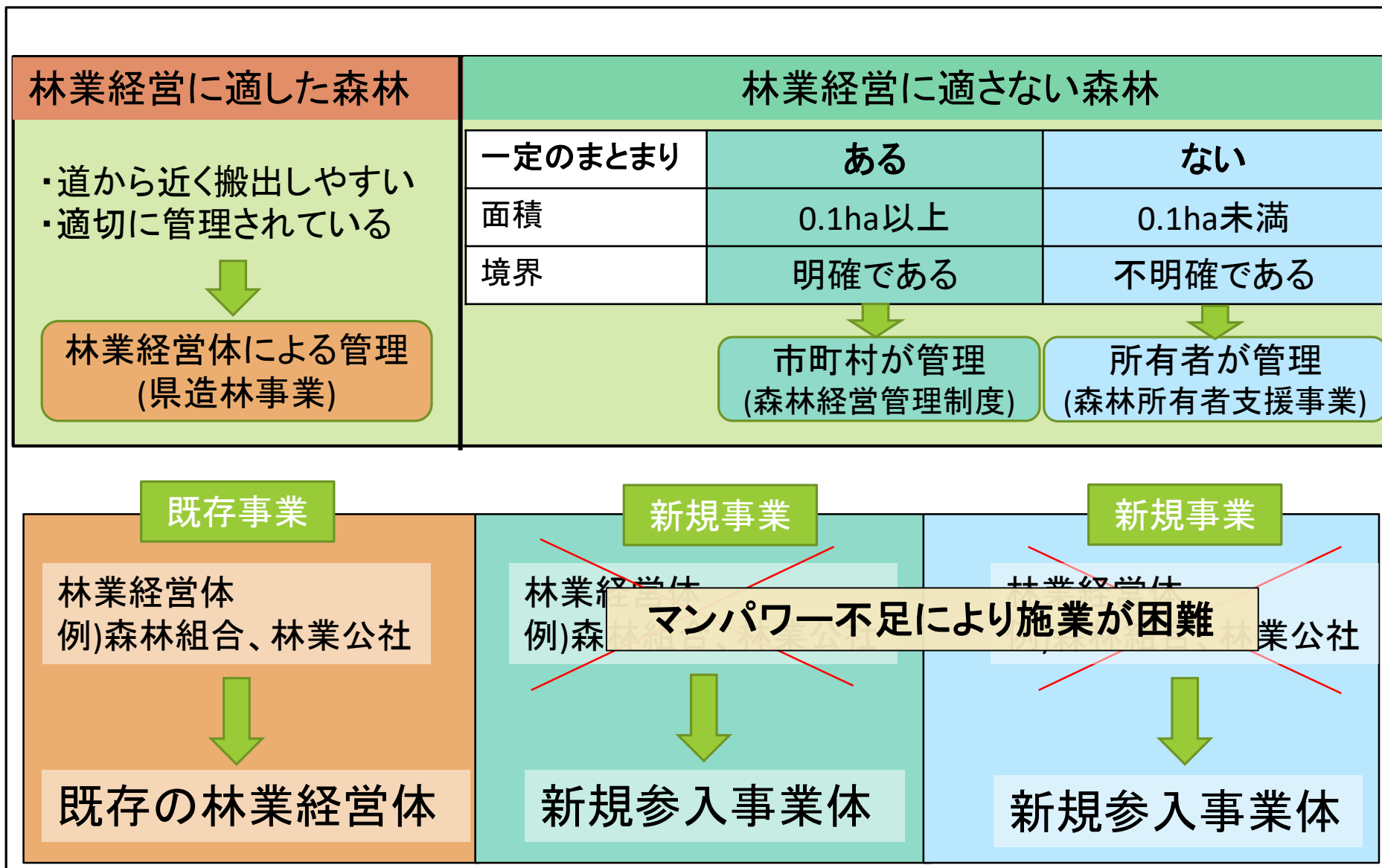
6 本市における森林環境譲与税の活用状況



既存の林業経営体のマンパワー不足等により
森林経営管理制度での支出には限界

- ・税の新たな使途の模索
- ・人材育成及び人材確保に向けた取り組みが必要

7 本市における森林整備の進め方



8 今後の取り組み

森林経営管理制度（令和2年度～実施中）

適切な管理が行われていない私有林を
長崎市が経営管理権を受託し管理する制度

課 題

- (1) 森林所有者の管理意欲がない。
- (2) 境界が不明確や面積が矮小の場合、市が預かることができない。
- (3) 筆数が多いため、全てを市が預かることは現実的に不可能。
- (4) 林業経営体の人材不足。



課題改善のための新規取り組み

林道整備

○管理地への
アクセス向上

人材育成

○資格取得支援
○安全手当

所有者支援

○管理に係る
費用の支援